

<健全化判断比率等の対象>

一般会計	一般会計	普通会計 (一般会計等)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
バス事業特別会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 病院事業会計 簡易水道事業会計 水道事業会計 下水道事業会計	特別会計・事業会計 うち地方公営 企業会計	公営事業会計					
一部事務組合・広域連合(河北郡市広域事務組合等)							
地方公社・第三セクター等(土地開発公社等)							

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定